

## 第4章 おわりに

### 第1節 基礎研究会の総括

#### 1-1 見直し作業の経緯

普通課程における職業訓練基準の分野別見直しについて、基礎研究会を開催し調査及び検討を行った。今回の基準見直し分野は、平成27年度以降、4年ぶりとなるものである。今回の見直し対象科は、4分野14系38科である。その中には、実施科がない又は1科～2科しかない科もある。

今回の対象分野は、産業のエネルギーとなる電気関連を中心に、日本の文化の一端をなす伝統的な工芸や繊維分野の和裁等の従事者育成として重要な訓練科であり、今後、高齢化により、より必要性が増すと考えられている。

今年度の訓練基準見直し対象訓練科に対する都道府県立の訓練施設対象の厚労省アンケートでは、設置科の多い電気工事科からの要望や訓練科が少ない繊維分野の Apparel系、裁縫系からの要望もあった。今までのアンケートと比較して、訓練科の設備の細目への要望が少なかった。

認定訓練施設からのアンケート結果では、現況の抱える課題として、労働力不足が直に表す人材確保への対応の厳しさをうかがうことができた。

基礎研究会の委員については、民間から2名(認定校等2名)、都道府県の指導員等11名、職業大教員4名にお願いした。基礎研究会で取りまとめた見直し案については、訓練基準の改正に資する参考資料として厚労省に提出した。

#### 1-2 訓練基準の運用と課題

別表第二は、普通課程の職業訓練が実施すべき最低限の教科と、大きくくりな時間数及び代表的な設備、訓練の対象となる技能・知識の範囲等を定め、これを普通課程の訓練基準としている。この訓練基準の根拠となるものが教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目である。教科の細目では、教科の標準的な内容と時間数を、設備の細目では、標準的な教室、実習場の大きさ等や具体的な設備の名称と台数を、技能照査の基準の細目では、照査の範囲等を詳細に示している。

基盤整備センターのホームページでは、教科の細目に基づく「モデル(標準)カリキュラム」も一部掲載しており、今回の対象訓練科においても、十分ではないものの代表的な訓練科を紹介する。一方、各能開施設で実施しているカリキュラムを公開していくことも重要と考え、昨年同様に第2章3-4「訓練科の紹介」にて事例として紹介しているので、是非参考にさせていただきたい。いずれにしても、別表第二の訓練基準を改正するにあたっては、教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に関連する十分な調査と議論が重要である。また、訓練基準の見直しに係るアンケートの中で、「認定教

科書や技能照査の標準問題集の改訂」等の要望も多かったので、これらについては、以下の(1)技能照査、(2)技能検定、(3)職業訓練用教科書として記載こととする。

### (1) 技能照査について

多くの訓練施設では、訓練基準をベースに地域ニーズを取り入れた普通課程を実施している。普通課程を実施するメリットの一つとして技能照査に合格(技能士補)すると技能検定試験の学科が免除される点大きい。特に、認定校では、技能照査→技能検定2級→技能検定1級→職業訓練指導員免許取得を生涯の大きな目標としている場合が多い。一方、技能照査は、「技能検定の学科免除のために実施する。」と思われている部分もある。しかし、技能照査は、以下に示す職業能力開発促進法第21条及び同法施行規則第9条に規定されているように、「教科の科目について習得すべき技能または知識の水準に達しているか否か」を判定するものであり、技能検定の学科免除が目的ではない。また、すべての訓練科に対応した技能検定職種があるわけではない。

#### ○職業能力開発促進法 第21条

(技能照査)

**公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練(長期間の訓練課程のものに限る。)を受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査(以下この条において「技能照査」という。)を行わなければならない。**

2 技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

3 技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### ○職業能力開発促進法施行規則 第29条

(技能照査の基準)

**技能照査は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受ける者に対して、それぞれの訓練課程の職業訓練において習得すべき技能及びこれに関する知識を有するかどうかを判定するため、教科の各科目について行うものとする。**

参考までに実施要領(平成10年度局長通達)を示す。

#### ○対象者(抜粋)

対象者は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受けている者であって、訓練修了時までに、訓練を行うものが定める当該訓練の教科ごとの訓練時間の80%以上を受講できる見込みがあり、かつ、当該訓練の総時間の80%以上を受講できる見込みがある者であること。

#### ○照査の範囲(抜粋)

「技能照査の基準の細目」に掲げられた全項目にわたり、各項目に示された技能又は知識の水準に達しているか否かを判定しうる内容のものとする。ただし、実技試験については、訓練科により細目に掲げられた全項目にわたることが困難な場合には、その一部を実施しなくてもやむを得ないが、この場合にもできる限り多くの項目を包含するよう配慮するものとする。

## (2) 技能検定について

技能照査の目的は、1-2-(1)で述べたように習得すべき技能又は知識の水準に達しているか否かを判定するものであるが、技能照査に合格すれば当該技能検定の学科試験が免除されるメリットもある。しかし、溶接や情報処理系にはもともと検定職種がなく、代わりに公的や民間の資格が存在する。また、かつては実施されていた検定職種も受検者数の減少により、毎年の実施から隔年実施や、さらには廃止に至る職種もあり、時代の変化に伴って新たに実施を行う職種もある。実施状況を踏まえての技能検定の見直しも行われている。平成21年1月『技能検定の職種の見直しに関する専門調査員会報告書』による「統廃合等の判定基準の要件」に沿って、受検者数の少ない職種においては、順次見直しの対象となり、追加や休止、廃止になっている。例えば、平成30年度には「ブライダルコーディネーター」、「ホテル・マネジメント」職種が新たに追加職種となり、現在、130の技能検定職種がある(内、民間機関実施は19職種)。

表4-1は、今年度の見直し対象訓練科における技能照査に合格することで技能検定の学科試験が免除される検定職種の一覧である。免除職種がある訓練科では、複数の職種の資格取得が可能なものもあり、中でも機械技術科は、非常に多くの関連職種をもつ科である。民間や他行政機関の資格が関係する訓練科としては、溶接科や自動車整備科、情報・通信分野の訓練科がある。

また、図4-1は、今年度の見直し対象科に関連する検定職種の過去10年間の受検申請者数である。今年度の見直し対象の関連の技能検定では、受検者数の平均が100人に満たない職種では機械木工職種や陶磁器製造職種、印章彫刻職種は、隔年等の実施となっている。

平成29年度に多くの技能検定作業(都道府県実施分、例 機械加工：立旋盤作業、ボール盤作業 他)が休止されている。また、廃止の職種としては木型製作(模型製作作業)となっている。毎年、受検者数が減少している職種においては、受検者の増減を確認し、その動向から職種総計の受検者数100人未満の場合には隔年実施や停止等の検討がなされている。

技能検定では、現在も金属、機械分野等の多くの検定職種の合格が技能向上並びに製品品質向上に寄与するとして企業内で評価が高まり、生産現場の技能評価基準としての役割は大きくなっている。

表 4 - 1 訓練科に対応した技能検定職種(今年度の見直し対象分野)

訓練系		ファイル 番号	科 No.	訓練科名	検定職 種番号	学科が免除される技能検定職種
分野	訓練系					
電気・電子	電気・電子系	6-1	17	製造設備科	38	電子機器組立て
		6-2	18	電気通信設備科		—
		6-3	19	電子機器科	37	電子回路接続
					38	電子機器組立て
					42	自動販売機調整
		6-4	20	電気機器科	39	電気器組立て
	42				自動販売機調整	
	6-5	21	コンピュータ制御科		—	
	6-6	22	電気製図科	108	電気製図	
	電力系	7-1	23	発電電科		—
		7-2	24	送配電科		—
		7-3	25	電気工事科	39	電気器組立て
		7-4	26	電気設備科		—
		7-5	27	電気設備管理科		—
	通信系	44-1	119	電気通信科	37	電子回路接続
					38	電子機器組立て
繊維	製織系	17-1	46	織布科		—
		17-2	47	織機調整科		—
	染色系	18-1	48	染色科	54	染色
	アパレル系	19-1	49	ニット科	55	ニット製品製造
		19-2	50	洋裁科	56	婦人子供服製造
		19-3	51	洋服科	57	紳士服製造
		19-4	52	縫製科	61	布はく縫製
	裁縫系	20-1	53	和裁科	58	和裁
		20-2	54	寝具科	59	寝具製作
	帆布製品系	21-1	55	帆布製品製造科	60	帆布製品製造
	非金属加工	木材加工系	22-1	56	木型科	
22-2			57	木工科	62	機械木工
					63	家具製作
					64	建具製作
22-3		58	工業包装科	121	工業包装	
紙加工系		23-1	59	紙器製造科		— 【注1】
プラスチック系		25-1	63	プラスチック製品成形科	69	プラスチック成形
レザー加工系		26-1	64	靴製造科		—
		26-2	65	鞆製造科		—
ガラス加工系		27-1	66	ガラス製品製造科		— ※検定職種ガラス製品製造H23廃止
窯業製品系		28-1	67	ほうろろ製品製造科		— ※検定職種ほうろろ加工H19廃止
		28-2	68	陶磁器製造科	71	陶磁器製造
石材系		29-1	69	石材加工科	72	石材施工
工芸系		40-1	107	木材工芸科		—
		40-2	108	竹工芸科		— ※検定職種竹工芸H23廃止
	40-3	109	漆器科		— ※検定職種漆器製造H22廃止	
	40-4	110	貴金属・宝石科	111	貴金属装身具製作	
	40-5	111	印章彫刻科	112	印章彫刻	

※技能士補として免除される技能検定は該当職種の2級

「—」は免除される技能検定職種がない

のヶ所は設置科の数がゼロ(0)

【注1】検定職種として紙・ダンボール箱製造職種がありますが、訓練科の訓練内容とは検定基準がマッチしないため不認可

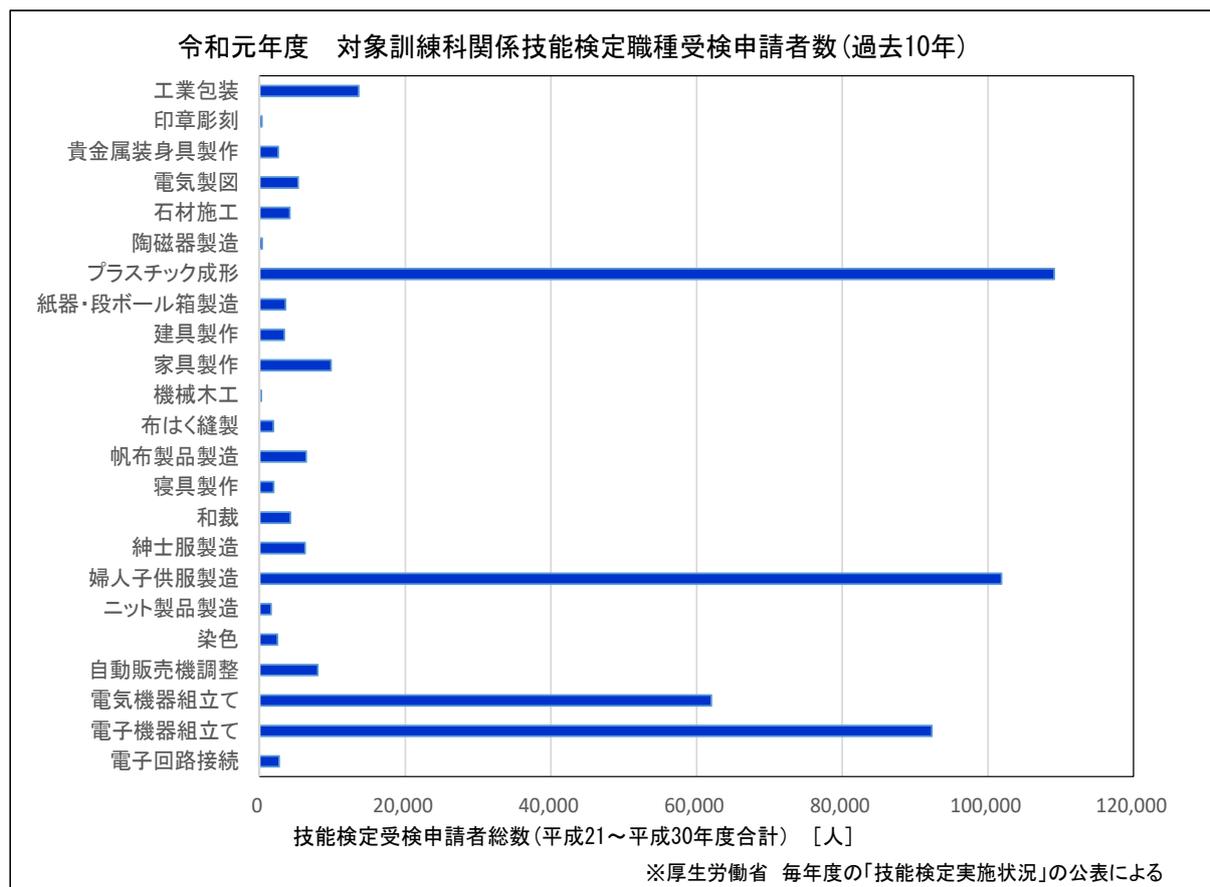


図4-1 対象科に関連した検定職種の受検(申請)者数

景気の緩やかな回復という政府見解であったが、消費税アップの影響が悪化への移行が顕著になって、有効求人倍率も4月の1.63倍から11月には1.57倍と減少している。現状高水準ではあるものの有効求人倍率にも企業の景気動向が表面化しつつある。仕事はあるものの人手不足による中小企業倒産数が今年も更新されており、新規求人数は減少傾向にあり、製造業では前年11月期比較で20%近く減少している。人手不足に対しては、その解消のために平成30年12月に掲げた外国人労働者の受け入れ策「特定技能」も在留期間5年がネックとなって効果が上がっていない。

景気動向指数  $D_i$  は、0～100 で表し、50 以上で景気の上向きを示すが、逆に50 未満は悪化を示す。この  $D_i$  には先行・一致・遅行の3 指数があり、先行はこの先の景気を予想し、一致は現状を表している。この一致指数でにおいて、バブル崩壊、リーマンショック時に  $D_i = 0$  となって景気不安を仰いだことがある。現在の景気動向指数  $D_i$  の一致指数は、 $D_i = 0$  と、2019 年10 月期、11 月期と2 か月連続でこの数値を表している。現在の景気が如何に悪い状況にあるかを国とともに再確認すべきである。設備投資も大幅に減少している。

労働力確保には、魅力ある働き場であり、且つ、賃金を低く抑えた賃金体系からの脱却が必要である。日本人に見向きされない職場が、外国人の継続的な雇用につながる

とは思えない。東南アジア地域でも労働賃金が高額になり、生活水準が高まりつつある。バブル後の日本では、雇用及び経済状況が裕福な国から貧困へ導いたようである。



図 4-2 景気動向指数 Di の推移 (内閣府経済社会総合研究所 2020 年 1 月 10 日)

マーケット労働賃金を薄くし製品単価を安価にして販売促進することを前提とした経営判断と賃金体系がもたらした状況が、このまま継続すべきなのかである。製品の質・性能等に対する適正な評価である販売単価が抑えられることは、その元となる労働賃金を抑え込むことになり、その低賃金の職場に魅力を感じず、人材が集まらない、または離れるという状況を描いている。賃金抑制が行われることは、働き口としての魅力が失せ若年者層において就業しない状況を形成している。

安易な外国人労働力として受け入れられていた外国人技能実習制度は、団体監理型の技能実習生の場合、2ヶ月間の講習が終了すると、受入先に雇用される労働者とり、日本の労働関係法令が適用される。そのため技能実習制度においても、賃金は最低賃金以上、労働時間も原則として1日8時間、週40時間までとなり、時間外労働や深夜勤務、休日勤務には割増賃金を支払う必要がある。ところが実際にはこれらが守られない事態が頻発しており、実習先による勤務記録の改ざんなどが表面化されている。平成29年に労働基準監督機関による受け入れ先での監督指導が約6,000件におよびその多くが労働基準関係法令違反(労働時間、安全基準、割増賃金の支払い等)となっている。

技能検定においては、受検者数は横ばいから若干の増加傾向である。今回の見直し対象科関連の技能検定職種では、電子機器組立て職種や電気機器組立て職種と婦人子供服製造職種、プラスチック成形職種の受検者が格段に多い。これらの職種では、外国人技能実習生が多く在籍している。なお、外国人技能実習制度で受入れが多い職種としては、農業(耕種農業)、機械加工、金属プレス加工、溶接、とび、塗装、電子機器、婦人子供服製造、惣菜製造、非加熱性水産加工が10,000以上の受入れをしている職種(外国人技能実習機構 職種別 技能実習計画認定件数による)であり、これらの職種では、新たな外国人技能実習制度(平成29年11月施行)にて在留期間延長に係る技能実習第3号取得に向けた随時3級実技試験受検者数が加わったことによる増加分が大きく作用している。

技能検定そのものの受検者数は、民間団体の実施の指定試験機関方式 19 職種では受検者数が平成 29 年と 30 年ではほぼ同数、それに比較して都道府県方式の受検者数が前年度から 3 万人増加しており、その要因の一つに合格すると在留期間が 5 年に延長される外国人技能実習者の随時 3 級の受検者数の増加もある。

厚労省としては、技能検定に準じた社内検定認定制度(表 4-2 参照)を設け推奨もしており、平成 30 年 8 月 9 日現在、49 事業主等 131 職種が認定されている。

近年では、株式会社伊藤園の「ティーテイスター」、デンソートリム株式会社の「トリム製品製造装置オペレータ」、磨き屋シンジケートの「金属バフ研磨」、株式会社トーエネックの「建築電気設備工事」が行われている。このほか、化粧品メーカーの美容スタッフや介護関連の家政サービス等の社内検定として認定されている。

表 4-2 社内検定認定制度

- ・労働者の職業能力の向上及び合格者に対する社会的評価の向上に資すること等を目的とし、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度である。
- ・ただし、技能検定と競合する職種、英語検定等一般教養を対象として実施される職種、その他人事管理のために選別することのみを目的として実施される検定については除外する。

### (3) 職業訓練用教科書等について

職業訓練で使用する教科書のうち、厚労省が管轄する「職業訓練用認定教科書制度」によって認定された教科書を認定教科書という。文部科学省の「教科書制度」では、検定済みの教科書を必ず使用しなければならないが、「職業訓練認定教科書制度」は努力義務である。すなわち、職業能力開発促進法では、「公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めなければならない。」としている。「努めなければならない。」とは、多数の職種への対応、急速な技術革新への対応等には、広く世に流通している専門書等の図書を活用を推し進める必要があるといえる。いわゆる弾力運用の結果である。例えば、情報系の教科書等は、日々発売される新刊図書が活用されている。

表 4-3 教科書の内訳

区 分	冊 数
500 部未満	58 冊
500 部以上	38 冊
合 計	96 冊

当機構が著作権を持つ認定教科書は、廃版になったものを含めこれまで 96 冊が出版されている。その年間販売部数の内訳を表 4-3 に示す。基盤整備センターでは、これらの認定教科書について改定等のメンテナンスを行っている。具体的には、過去に発行した教科書で、発行部数が多いものを対象に年 4 冊を基本として見直しを行って改定版を発行している。しかし、発売部数が極端に少ない教科書等については、見直しの

優先度が低くなっている。アンケートやヒアリングを実施すると「認定教科書の内容が古く、改定してほしい。」との要望が多く寄せられる。しかし、訓練基準の見直しが4年に一回行われるのに対し、認定教科書の改定は年に4冊と少なく10～15年サイクルの見直しとなっている。そのため、教科書の訓練基準(細目)が大幅に変更となった場合は、現場において配付プリント等で対応する必要に迫られている。

認定教科書の改定は、訓練で使われるだけでなく技能照査や職業訓練指導員試験の試験問題を作成する際にも関連してくる。理想的には訓練基準の改正に連動して認定教科書の改定等が行われるべきであるが表4-4に示すように追いついていないのが現状である。今後も販売数と改定希望が多い認定教科書を優先に改定していくことになる。一方、改定を待つのではなく、団体等が独自に教科書を作成し認定を受ける取組も必要となる。

なお、基盤整備センター編集の認定教科書の改定にあたっては、基盤整備センターが改定作業を行い、当機構が厚労省に改定に係る申請をして、出版委託先が改定版を発売することとしている。著作権等は、機構に帰属している。

表4-4 認定教科書の改定状況(H21～30)

年度	教科書名	出版社	改定承認日
H21	建築概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23.8
	建築塗装法	(一社)雇用問題研究会	H22.2
	電子測定法及び試験法	(一社)雇用問題研究会	
	デザイン概論	(一社)雇用問題研究会	
H22	建築生産概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23.2
	製図の基礎	(一財)職業訓練教材研究会	
	機械測定法	(一社)雇用問題研究会	
	材料力学	(一社)雇用問題研究会	
H23	送配電及び配線設計	(一社)雇用問題研究会	H24.2
	電気工事	(一社)雇用問題研究会	
	電気関係法規	(一社)雇用問題研究会	
	溶接法(旧 溶接I)	榊旺文社	
H24	電気工学概論	(一社)雇用問題研究会	H26.1
	電気工事实技教科書	(一社)雇用問題研究会	
	建築Ⅳ	(一財)職業訓練教材研究会	
	板金工作法及びプレス加工法	(一財)職業訓練教材研究会	
H25	建築Ⅲ	榊旺文社	H26.12
	建築Ⅴ	榊旺文社	
	機械製図[基礎編]	榊旺文社	
	機械製図[応用編]	榊旺文社	

H27	機械工学概論	(一社)雇用問題研究会	H29.3
	機械材料	(一社)雇用問題研究会	
	電気製図	(一社)雇用問題研究会	
	電気機器	(一社)雇用問題研究会	
H28	電気理論	(一社)雇用問題研究会	H30
	電気材料	(一社)雇用問題研究会	
	機械工作法	(一社)雇用問題研究会	
	木造建築実技教科書	(一社)雇用問題研究会	
H29	NC 工作概論	(一社)雇用問題研究会	H31
	NC 工作機械 [1]	(一社)雇用問題研究会	
	NC 工作機械 [2]	(一社)雇用問題研究会	
	生産工学概論	(一社)雇用問題研究会	
H30	配管実技教科書	(一社)雇用問題研究会	R2
	木工工作法	(一財)職業訓練教材研究会	
	溶接実技教科書	(一社)雇用問題研究会	
H31 (R1)	安全衛生	(一社)雇用問題研究会	R3
	自動車整備実技教科書	(一社)雇用問題研究会	
	機械測定法	(一社)雇用問題研究会	
	建築 I	(一財)職業訓練教材研究会	

H26 については、都合により改定作業を行っていない。

#### (4) 技能照査に係る問題について

アンケート調査の意見等において、技能照査に係る試験問題集の要望があるが、技能照査に係る問題集としての作成は現在実施していない。訓練基準の見直しに準じて技能照査に係る基準の細目の見直しを実施していることから、技能照査の試験問題についての見直しについても行っているが、標準問題例題集として検討会にてまとめ、厚労省に提出している。厚労省から都道府県主管課へ通知、基盤整備センターホームページにて公開されている。

#### 1-3 まとめ

別表第二(訓練基準)に基づく教科、設備、技能照査の各細目について調査研究を行い修正等が必要と思われる個所について見直し提案を行った。

別表第二に記載されている教科の項目は、教科名と学科・実技ごとの大きくくりな訓練時間数であるが必ず実施しなければならない最低限の基準である。これは、普通課程(標準1年訓練：年間1,400時間)の総訓練時間の約6割に相当する。残り4割の訓練時間数について、施設として特徴づける教科の設定として時間数を増減させることや地域ニーズに沿った新たな教科の設定などが可能となっている。あくまで、基準での訓練時間は最低限の時間数であるため、時間数不足が感じられる教科がある場合、この残りの4割の時間数で割り当てることが行われている。

別表第二の教科ごとの標準的な内容や時間数を表したものが「訓練基準の教科の細目」である。別表第二の訓練基準を改正する際の根拠となるものである。「教科の細目」は、「技能照査の基準の細目」に反映されるため相互に見直す必要がある。

一方、別表第二の設備には、「建物その他の工作物」、「機械」、「その他」と代表的な実習場や機械・装置しか示されていない。これを詳細に表したものが「設備の細目」である。設備の細目は、標準として示したものではあるが補助金の算定等で使われる。このため、見直し等に関する要望も多い。例えば、指導員用のパーソナル・コンピュータ等を訓練生用の機械に追加してほしいとの要望がある。設備の細目は、基本的には訓練生が使用する機械を表記しているので、訓練生用 30 台＋指導員用 1 台のような表記はできない。教室や実習場以外の視聴覚設備や図書室等も同様である。表 4－5 の職業能力開発関係法・通達集(Ⅲ)では、これらを「その他の設備」としている。

指導員用のパーソナル・コンピュータについても「その他の設備」等として解釈することができるが必ずしも統一されてない。プロジェクタ等のプレゼンテーション機器については、できる限り訓練科の要望も勘案しながら訓練用機器として設備の細目に追加してきた。このように明確な規定がない指導員用機械やプレゼンテーション機器については、模型等と同様に教示用として教材類の中に入れてはどうかとの意見もある。パーソナル・コンピュータとプリンタは、かつては単独で同数必要とされていたが、ネットワークの普及により、プリンタは共用で教室に 1 台もしくは 2 台あれば間に合う。また、CAD が普及した現在、A0 番の製図器が必要かどうかについても整理が必要と考える。

表 4－5 普通課程の普通職業訓練における設備の細目

<p>第 1 <u>訓練科ごとの設備</u></p> <p>2 <u>別表の設備の細目の欄のうち名称欄に掲げる製図室、測定実習場、試験機類については、公共職業能力開発施設においてこれらを必要とする訓練科が 2 以上ある場合は、それぞれの訓練科において訓練の実施に支障がない限り、共通のものとして設置することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>別表の設備の細目の欄にパーソナル・コンピュータ等の ME 機器を掲げていない訓練科については、選択によって実施する訓練科目等に応じて必要とする ME 機器を整備することができるものとする。</u></p> <p>第 2 <u>その他の設備</u></p> <p><u>公共職業能力開発施設には、他の訓練課程と共通のものとして、視聴覚設備、保健設備、相談室、学生ホール、図書室、又は運動場等を設けることができるものとする。</u></p>
--

昨年度の見直し同様、用語の統一や誤字・脱字等についてもチェックしたが、その中でも語句と語句とのつながりを「、」や「及び」、「並びに」との記載がまちまちである。非常に多くの箇所ではこれらの記述が多い。気になる箇所も残されている。

昨年同様の語句の扱いでは、「取り扱い」や「組み立て」等の場合、送り仮名を省略して「取扱」、「取扱」あるいは「組立て」、「組立」としても使用できるが訓練基準の関係

では「取扱い」、「組立て」に統一することとした。ただし、「組立実習」のような場合は、送り仮名を付けないこととした。外来語をカタカナ表記する場合は、「コンピューター」、「モーター」のように3音以上であれば原則として「コンピュータ」、「モータ」とし、3音以内の語句の場合はそのままとした。

技能照査の基準の細目では、程度を表す“知っている”、“よく知っている”あるいは“できる”、“よくできる”といった表現が使われている。この使い分けについては、昨年同様のとらえ方(14 ページ「(3)技能照査の基準の細目」を参照)した。しかし、その根拠を求められ、技能照査合格者は技能士補として技能検定二級に関わることから、技能検定2級の細目から“〇〇ができる”と“〇〇がよくできる”の区別を行い、その関連検定がない場合等については、今までどおりの内容に留めた。

いずれにしても、技能照査の基準の細目にある「よく知っている」と「知っている」との区別及び「よくできる」と「できる」の区別については、分野、系を超えて表現や表記をどこまで統一できるか、検討する必要がある。

また、144科のうち約3割の科は設置されていない。他の法令等との関係もあり科の統廃合はすぐには難しいが訓練基準がある限り見直さなければならない。

#### 1-4 謝辞

今年度は4回の基礎研究会を開催し、見直し該当訓練科のある訓練施設に対してのアンケート結果及び委員の方々から訓練状況等を訓練基準の見直しに係る情報としました。特に、アンケート調査では、多くの方々から基準の見直しに係る要望や意見をはじめ訓練の実施状況等について集約することができました。併せて、基礎研究会委員としてご出席いただきました委員の方々に深く感謝すると共に、委員の参加にご協力いただきました認定校の関係者の方々及び都道府県の職業能力開発主管課並びに能力開発校に感謝申し上げます。

委員の方には多大なご負担をおかけしました。委員の方々からの現場の状況、訓練の実態等の紹介が訓練基準の見直しに大いに役立ちました。限られた委員の陣容で幅広い訓練分野を見直すには、現場経験と企業等の訪問等の経験のある各委員の意見が何よりも参考となりました。改めて、御礼申し上げます。

#### 【参考文献】

- 1 厚生労働省, “平成30年度「技能検定」実施状況まとめ”, 2019-08-30,  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11806001/000541346.pdf>
- 2 厚生労働省, “検定職種と訓練科及び免許職種(都道府県知事が実施するものに限る)”,  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/kunren-taiou.pdf>

- 3 国立社会保障・人口問題研究所, “日本の将来推計人口(平成 29 年推計)”,  
[http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp29\\_gaiyou.pdf](http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp29_gaiyou.pdf)
- 4 総務省統計局, “労働力調査 長期時系列データ”, (1953 年~),  
[https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html#hyo\\_1](https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html#hyo_1)
- 5 日本銀行 全国企業短期経済観測調査(短観), “業況判断”, 2019-12,  
<http://www.boj.or.jp/statistics/tk/gaiyo/index.htm/>
- 6 国民経済計算(GDP 統計), “経済活動別の就業者数”, (2000~2017 年),  
<https://www.esn.cao.go.jp/jp/sna/meni.html>
- 7 内閣府経済社会総合研究所景気統計部, “景気動向指数令和元(2019)年 11 月分(速報)”,  
<https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/di/preliminary1.pdf>
- 8 経済産業省, 工業統計調査, 産業別統計表平成 30(2018)年工業統計表, “成人女子・少女服製造業出荷額等”, 産業別統計表データ令和元(2019)年 8 月 9 日,  
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2/h30/kakuho/sangyo/index.html>
- 9 林野庁, “年齢構成”, 森林資源の現況(平成平成 29 年 3 月 31 日現在),  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/h29/attach/pdf/2-2.pdf>
- 10 内閣府, 国民経済計算年次推計, “国内総生産勘定”, H23 基準&H12 基準データ,  
[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h30/h30\\_kaku\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h30/h30_kaku_top.html)
- 11 経済産業省資源エネルギー庁, “電力最終消費の推移”,  
[https://www.enecho.meti.go.jp/about/wh\\_z\\_xitepaper/2019htm](https://www.enecho.meti.go.jp/about/wh_z_xitepaper/2019htm)